

香川県報



第 88 号

平成 16 年

11月 5 日(金曜日)

香川県知事 真鍋武紀

目次

(●印は、県法規集掲載事項)

ページ

告 示

- 住居表示の実施に伴う市の区域内の町及び名称の変更 (自治振興課) 一
- 身体障害者福祉法の規定による事業者の指定 (障害福祉課) 五
- 知的障害者福祉法の規定による事業者の指定 () 〃
- 児童福祉法の規定による事業者の指定 () 〃
- 道路の区域変更 (道路保全課) 〃

公 告

- 香川地域森林計画の変更計画の案の縦覧 (みどり整備課) 六
- 大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出 (経営支援課) 〃
- 大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による公告 (二件) () 〃
- 都市計画変更の案の縦覧 (都市計画課) 〃
- 開発行為に関する工事の完了 (二件) (建築課) 八
- 開発行為に関する工事(公共施設)の完了(二件) () 〃

告 示

●香川県告示第七百三十六号

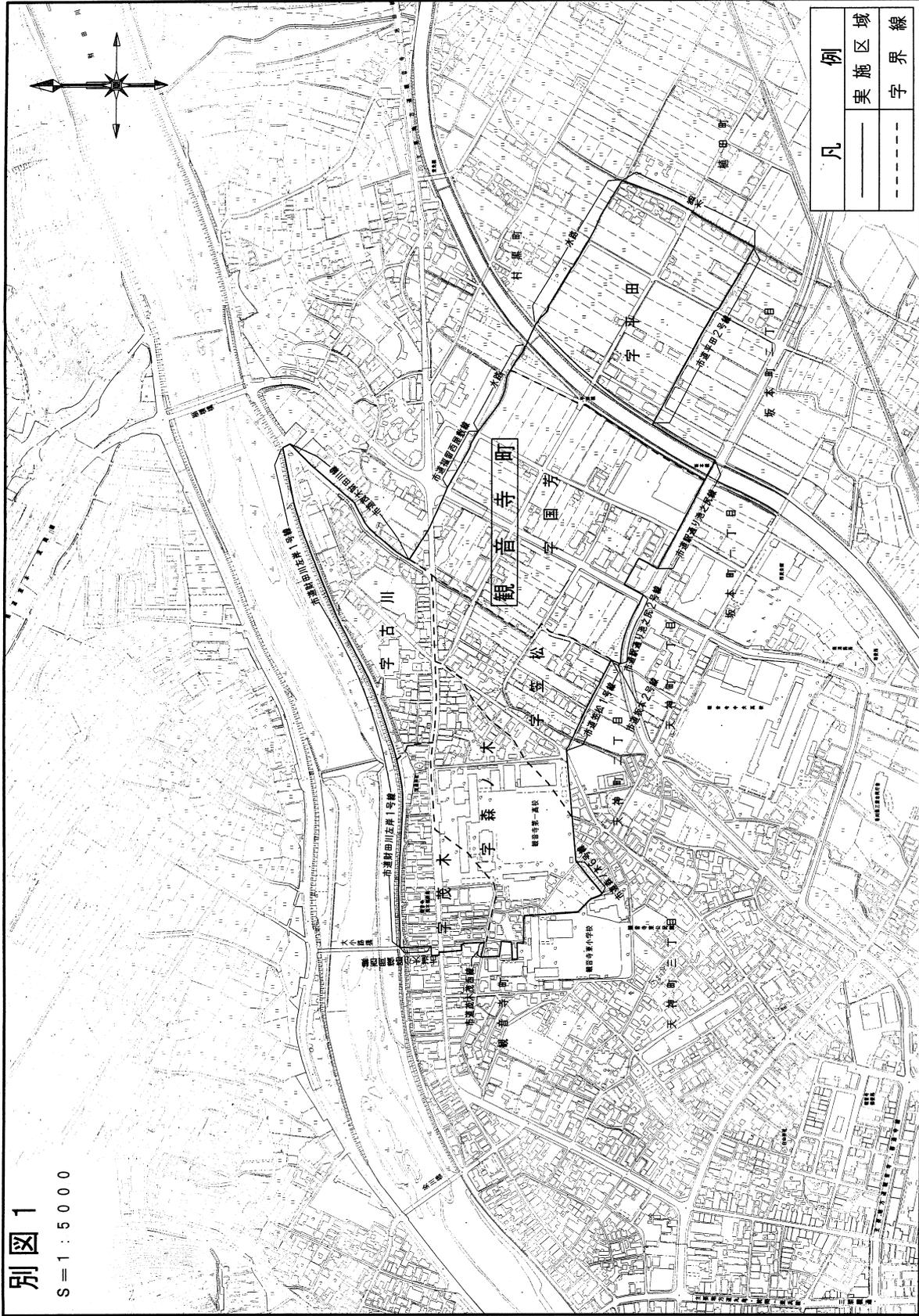
住居表示に関する法律(昭和三十七年法律第百十九号)による住居表示の実施に伴い、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、観音寺市の区域内の別図一に示す町の区域を別図二(次の表は、新町名の読み方及び区域を示す。)に示すとおり変更する旨、観音寺市長から届出があった。

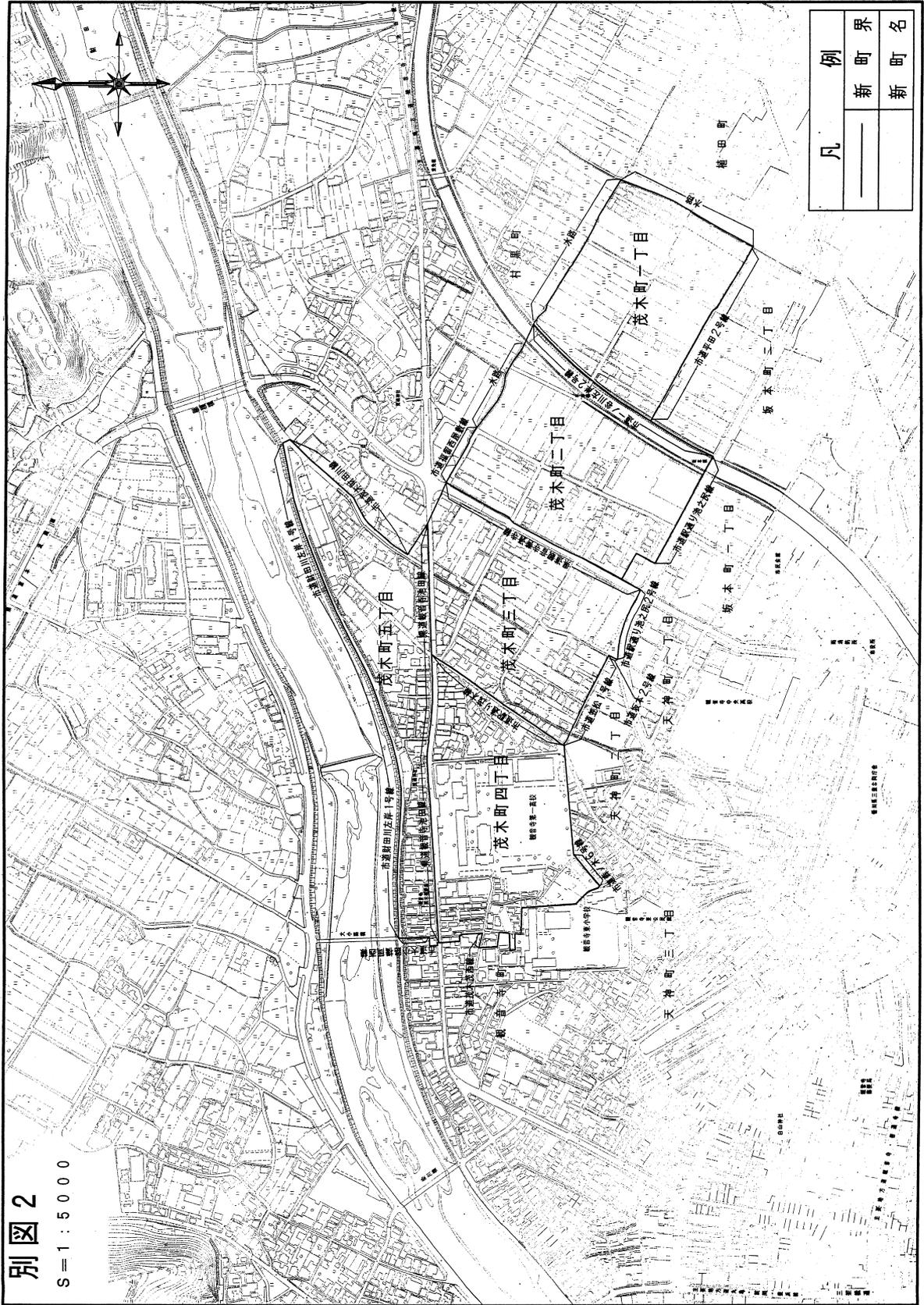
右の処分は、平成十六年十一月十五日からその効力を生ずるものとする。

平成十六年十一月五日

新たに画する町の名称	新たに画する町の読み方	新たに画する町の区域
茂木町 一丁目	しげきちょう いっちょうめ	市道平田二号線の北側線、市道一ノ谷川左岸二号線の北側線、観音寺町字平田甲二〇の一・同甲一八・同甲一七の一・同甲一六の一・同甲一四・同甲一三・同甲一二・同甲一一の三・同甲一〇の三・同甲九の一・同甲八の三・同甲八の一・同甲七の一・同甲六の三・同甲五の一・同甲四の三・同甲三の七・同甲三の五・同甲二の四・同甲二の三・同甲一の一地先の水路北側線、同甲一の一・同甲一の四・同甲一の二・同甲五五の二・同甲五五の一地先の水路東側線で囲まれた区域
茂木町 二丁目	しげきちょう にちょうめ	市道駅通り池之尻線の北側線、観音寺町字国芳甲四二二の七・同甲四二〇の一・同甲四二〇の六の西側筆界線、同甲四一九の九の南側筆界線、県道観音寺善通寺線の東側線、市道福留西屋敷線の北側線、観音寺町字国芳甲三九四の内の第一・同甲三九四の内の第二・観音寺町字平田甲二六の一・同甲二五の一・同甲二四の一地先の水路北側線、市道一ノ谷川左岸二号線の北側線で囲まれた区域
茂木町 三丁目	しげきちょう さんちょうめ	市道駅通り池之尻二号線の北側線、市道坂本二号線の東側線、市道笠松一号線の北側線、市道駅通り茂木線の東側線、県道観音寺池田線の北側線、観音寺町字国芳甲四六九の一四・同甲四六九の一・同甲四六九の一五・同甲四六九の八の北側筆界線、県道観音寺善通寺線の東側線で囲まれた区域
茂木町 四丁目	しげきちょう よんちょうめ	観音寺町字笠松甲八二〇の四の南側筆界線、観音寺町字森ノ木甲七二五の二・同甲六六二の南側筆界線、市道森ノ木六号線の東側線、観音寺町字森ノ木甲七

<p>茂木町 五丁目</p>	<p>しげきちょう ごちようめ</p>	<p>○一の一・同甲六九五の一・同甲六九六の一・同甲六七一の四・同甲六七一の五・同甲六七〇の六・同甲六七〇の八・同甲六七〇の一・同甲六七〇の五の西側筆界線、同甲六七〇の七・同甲六七二の八・同甲六七二の一・同甲六七二の一・同甲六七二の六・同甲六七二の四・同甲六七五の八・同甲六七五の五・同甲六七五の六・同甲六七五の一の南側筆界線、同甲六七五の一の西側筆界線、同甲六七五の一の北側筆界線、同甲六七五の八の西側筆界線、同甲六七五の一三・同甲六七五の一四の南側筆界線、同甲六七五の一四の西側筆界線、市道茂木茂西線の北側線、観音寺町字茂木甲六三八の二の西側筆界線、同甲六三八の一四の南側筆界線、同甲六三八の一四の西側筆界線、同甲六三八の七の南側筆界線、同甲六三八の七の西側筆界線、県道観音寺池田線の北側線、市道駅通り茂木線の東側線で囲まれた区域</p>
<p>県道観音寺池田線の北側線、観音寺町字茂木甲五六三の三の西側筆界線、同甲五六三の三の北側筆界線、市道大小橋岡西線の東側線、市道財田川左岸一号线の北側線、市道茂木財田川線の東側線、観音寺町字国芳甲四七一の二・同甲四七一の一・同甲四七〇・同甲四六九の二・同甲四六九の五・同甲四六九の一三の北側筆界線で囲まれた区域</p>		





●香川県告示第七百三十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十六年十一月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇一 一〇一一〇一 一八	すばる訪問介護 東かがわ市松原一 〇一一番地二	株式会社サミーズ 東かがわ市松原一 〇一一番地二	平成十六年 十月十五日	身体障害者居宅 介護
三七〇〇〇一 一〇一一〇一 一六	介護ステーション あおぞら 仲多度郡多度津町 栄町二丁目四一	特定非営利活動法 人あおぞら 仲多度郡多度津町 栄町二丁目四一	平成十六年 十月十六日	身体障害者居宅 介護

●香川県告示第七百三十八号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十六年十一月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇二 一〇一一〇一 一七	すばる訪問介護 東かがわ市松原一 〇一一番地二	株式会社サミーズ 東かがわ市松原一 〇一一番地二	平成十六年 十月十五日	知的障害者居宅 介護
三七〇〇〇二	介護ステーション	特定非営利活動法	平成十六年	知的障害者居宅

一〇一一一
一五

あおぞら 仲多度郡多度津町 栄町二丁目四一	人あおぞら 仲多度郡多度津町 栄町二丁目四一	十月十六日	介護
-----------------------------	------------------------------	-------	----

●香川県告示第七百三十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十六年十一月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇三 一〇一一〇一 一六	すばる訪問介護 東かがわ市松原一 〇一一番地二	株式会社サミーズ 東かがわ市松原一 〇一一番地二	平成十六年 十月十五日	児童居宅介護
三七〇〇〇三 一〇一一〇一 一四	介護ステーション あおぞら 仲多度郡多度津町 栄町二丁目四一	特定非営利活動法 人あおぞら 仲多度郡多度津町 栄町二丁目四一	平成十六年 十月十六日	児童居宅介護

●香川県告示第七百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年十一月五日から同月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十一月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 高松綾南線（二百七十六号）

三 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
綾歌郡綾南町大字滝宮字滝一二九 六番四地先から 綾歌郡綾南町大字滝宮字滝一三六 五番二地先まで	前	六・〇 九・〇	一六	道路交差点 改良工事
	後	六・〇 一六・五	一六	

公 告

●香川県公告第五百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項及び第三十九条の四第一項の規定による地域森林計画の変更計画案を作成したので、同法第六条第一項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年十一月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 森林計画区の名称

香川森林計画区

二 地域森林計画の変更計画案の縦覧の場所及び期間

場所 香川県環境森林部みどり整備課、香川県東部林業事務所、香川県西部林業事務所及び香川県小豆総合事務所森林整備室

期間 平成十六年十一月五日から同年十二月六日まで

●香川県公告第五百二十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十六年十一月五日

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所
株式会社ママイ 愛媛県四国中央市金生町下分一三四九番地一
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレッシュバリュエー高松屋島店 高松市新田町字松ノ内甲三五番二ほか
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所
株式会社ママイ 愛媛県四国中央市金生町下分一三四九番地一
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成十七年六月二十六日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
二、四三二平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(一) 駐車場の収容台数
一一五台
七〇台
- (二) 駐輪場の収容台数
七〇台
- (三) 荷さばき施設の面積
二四五平方メートル
- (四) 廃棄物等の保管施設の容量
四〇立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前九時
閉店時刻 午前零時
来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から午前零時三十分まで
- (二) 駐車場の自動車の出入口の数
二箇所

香川県知事 真 鍋 武 紀

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前七時から午後七時まで

二 届出年月日

平成十六年十月二十五日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十六年十一月五日（金曜日）から平成十七年三月七日（月曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十七年三月七日（月曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

●香川県公告第五百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十六年十一月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となった届出に係る公告

平成十六年香川県公告第三百五十号

二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

マルナカ新山本店 三豊郡山本町大字辻三四八番地ほか

三 法第八条第一項の規定により山本町から聴取した意見の概要

意見なし

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び山本町産業振興課

2 縦覧期間

平成十六年十一月五日（金曜日）から同年十二月六日（月曜日）まで

●香川県公告第五百二十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十六年十一月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となった届出に係る公告

平成十六年香川県公告第三百五十二号

二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

西村ジョイ成合店 高松市成合町八一二番地一ほか

三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要

意見なし

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

- 1 縦覧場所
香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課
- 2 縦覧期間
平成十六年十一月五日（金曜日）から同年十二月六日（月曜日）まで

●香川県公告第五百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によりさぬき都市計画下水道を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により次のとおり公告し、その案を公衆の縦覧に供する。

なお、この案については、関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに香川県知事に意見書を提出することができる。

平成十六年十一月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 都市計画を変更する土地の区域
鴨部川流域下水道（大川西部処理区）

縦覧に供する図面表示のとおり

- 二 都市計画の案の縦覧場所
香川県土木部都市計画課及びさぬき市都市計画課

- 三 縦覧期間
平成十六年十一月五日から同月十九日まで

●香川県公告第五百二十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年十一月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
丸亀市柞原町字西村五四八―一、五四八―七
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
高松市林町二二七―一〇

株式会社穴吹ミサワホーム 代表取締役 嶋津哲
丸亀市柞原町四五―一
守屋 貞

●香川県公告第五百二十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年十一月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
丸亀市前塩屋町一丁目二〇〇―三、二〇〇―四及び二〇一―一

- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
丸亀市飯野町東二 一七八七―九

秋山興産株式会社 代表取締役 秋山はるみ

●香川県公告第五百二十七号

次の開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年十一月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
丸亀市柞原町字西村五四八―一、五四八―七

- 二 工事を完了した公共施設の種類、位置及び区域

- 1 道路
道路（有効幅員四・七六メートル、延長二一・七一メートル）
丸亀市柞原町字西村五四八―一の一部

- 2 排水施設
排水管（直径二五〇ミリメートル、延長一五・八〇メートル）
丸亀市柞原町字西村五四八―一の一部

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
高松市林町二二七―一〇

株式会社穴吹ミサワホーム 代表取締役 嶋津哲

丸亀市柞原町四五一

守屋 貞

●香川県公告第五百二十八号

次の開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年十一月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

丸亀市前塩屋町一丁目二〇〇―三、二〇〇―四及び二〇一―一

二 工事を完了した公共施設の種類、位置及び区域

1 道路

道路（有効幅員六・〇〇メートル、延長三二・二五メートル）

丸亀市前塩屋町一丁目二〇一―一の一部

道路（有効幅員五・九〇メートル、延長八・五八メートル）

丸亀市前塩屋町一丁目二〇一―一の一部

2 排水施設

排水管（直径二〇〇ミリメートル、延長三九・二八メートル）

丸亀市前塩屋町一丁目二〇一―一の一部

排水敷地（面積三・五六平方メートル）

丸亀市前塩屋町一丁目二〇一―一の一部

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

丸亀市飯野町東二 一七八七―九

秋山興産株式会社 代表取締役 秋山はるみ

平成十六年十一月五日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています